

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 356 号）

〔 警察車両情報部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 4 年 8 月 5 日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 2 年 8 月 20 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求を行った。

（行政文書公開請求の内容）

大阪府警察が管理、運用する車両（二輪車除く）の配置年月日、国府借、車両価格、所属（詳細なもの）、車種名（国車種名）、車名、登録番号、型式、車台番号、天蓋表示、無線呼称。これらすべての情報を網羅しているデータ。（請求日現在、大阪府警察で管理するもの）

- 2 同年 9 月 2 日、実施機関は、「公開請求に係る対象行政文書に記載された情報が膨大かつ複雑であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要するため。」との理由を付して、審査請求人に決定期間の延長を通知した。
- 3 同月 18 日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書として、車両管理データを特定し、条例第 13 条第 1 項の規定により、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 4 同月 29 日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第 2 条の規定により、上級行政庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨及び理由

- 1 趣旨

大阪府警察本部指令（装）第 3 号の開示決定内容のうち、車両管理データ内の所属および車種名を一部非開示とした処分の取り消しを求めるもの。

- 2 理由

処分理由の条例とほぼ同じ条例（愛知県情報公開条例第 7 条第 4 項）の愛知県警

察本部に同様の請求を行ったところ、所属は全部開示、車種名は一部非開示（非開示項目は防弾車等ごく一部）の決定が下されている。（添付資料①）他には、広島、香川、徳島等で愛知県警察と同様の開示決定が下されている。

上記の警察本部の決定から、所属および車種名は公にしても問題のない項目だと考える。

上記の理由により、車両管理データ内の所属および車種名を一部非開示とした処分の取り消し、担当課係が審査請求の理由を考慮し再度開示決定を下すことを求める。

第四 反論書における審査請求人の主張

本件請求において、審査請求人は「同趣旨条例施行の、他の警察本部の開示結果と異なることは不当である」といった主張をしており、それに対する弁明は本来、「大阪府警察において非開示にすべき特別の理由は何か」を明記せねばならないところであるが、大阪府警察本部長から提出された弁明書は、あくまで府の条例と照らし合わせた際の処分の妥当性しか述べておらず、審査請求人の主張に対する弁明が一切行われていない。

上記に関して、開示した時のリスクはすべての警察本部で同様であるはずというところから、上記における「特別の理由」を述べることの重要性が認められると考える。

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分公開決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

2 本件請求に係る決定

（公開しないことと決定した部分）

車両管理データ内の登録番号、車両番号、所属、主担課、主担係、備考、車名、用途別、車種別、P A T、車種コード、品名コード（国／府）、取得価格、配置部門コード、所属コード、陸事、陸事等、文字、重量税額、型式、構造コード、形

状コード、製作所名コード、車名コード、原動機型式、原動機種類コード、総排気量、燃料種類コード、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、駆動方式コード、バッテリー規格、タイヤ前輪、タイヤ後輪、緊急指定、無線機搭載、拡声器搭載、前所属コード、組織改編前、サイレン種別、警光灯種別、防弾、ミッション、公借（長期）、前下4ケタ、カーナビ、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、車台番号、色、品名（府費）、ETC、無線機（APR）、ワイド、カーロケ、燃料タンク容量及び低公害種別の項目で非公開車両の仕様、用途又は組織形態が特定し得る部分

（公開しない理由）

（1）条例第8条第2項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、大阪府警察が保有する車両の登録番号等が記録されており、これらは警察が行う取締等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

（2）条例第8条第2項第2号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、大阪府警察が保有する車両の登録番号等が記録されており、これらは犯罪の予防、鎮圧に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

3 本件処分の理由等

（1）本件処分の根拠について

ア 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

イ 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第1号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報について、知事等と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

ウ 条例第8条第2項第2号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するため府に課された重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。

特に、警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものについては、公開・非公開の判断において、高度の政策的な判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要することなどの特殊性が認められる。

こうした事情から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたのが条例第8条第2項第2号の趣旨であり、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているものである。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 本件審査請求に係る対象情報について

本件処分において公開しないことと決定した部分は、第六2のとおりであるが、本件審査請求の趣旨は、「大阪府警察本部指令（装）第3号の開示決定内容のうち、車両管理データ内の所属および車種名を一部非開示とした処分の取り消しを求めるもの」となっている。

イ 条例第8条第2項第1号及び第2号の該当性について

実施機関が保有する車両は、警察が行う取締り、捜査活動、治安警備活動等といった各種警察活動において使用されるものである。これらの車両は、実施機関の各所属に、業務内容や体制に応じて配分されている。

配分された車両に係る所属及び車種名のうち、非公開としたものは、これらを公開することにより、警察が行う取締り、捜査活動、治安警備活動等に従事する車両の各所属の配分台数やどのような用途の車両であるかが明らかとなる。その結果、各所属の職務執行力や体制等が容易に推察され、犯罪やテロ等を企図する者をして、対抗措置を執られるおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当する情報であるといえる。

また、前述のとおり、各所属の職務執行力や体制等が推察されることにより、犯罪やテロ等を企図する者が対抗措置を講ずるなどすれば、犯行を容易にし、

又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第8条第2項第2号に該当する情報であるといえる。

なお、本件処分のうち、所属及び車種名以外の非公開部分についても条例第8条第2項第1号及び第2号に該当する情報として非公開とする決定を行ったものである。

よって、本件請求に対して、条例第8条第2項第1号及び第2号を適用して行った本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「処分理由の条例とほぼ同じ条例（愛知県情報公開条例第7条第4項）の愛知県警察本部に同様の請求を行ったところ、所属は全部開示、車種名は一部非開示（非開示項目は防弾車等ごく一部）の決定が下されている。他には、広島、香川、徳島等で愛知県警察と同様の開示決定が下されている。上記の警察本部の決定から、所属および車種名は公にしても問題のない項目だと考える。」などと主張するが、本件対象文書の非公開部分がそれぞれ条例第8条第2項第1号及び第2号に該当することは前述のとおりであるから、審査請求人の主張は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第七 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を促進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された

行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件係争部分について

審査請求人は、本件決定における対象文書の車両管理データのうち、実施機関が非公開とした「所属」及び「車種名」について、処分の取消しを求めている。

実施機関は、「所属」及び「車種名」は条例第8条第2項第1号又は第2号に該当する情報として非公開としているので、以下、その該当性について検討する。

(2) 条例第8条第2項第1号について

本号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件決定において実施機関は条例第8条第1項第4号に該当するものとして本号を適用している。

行政が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができるのが条例第8条第1項第4号の趣旨である。

同号は

ア 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって

イ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

については、公開しないことができる旨定めている。

(3) 条例第8条第1項第4号及び条例第8条第2項第1号の該当性について

「所属」又は「車種名」は、大阪府警が行う取締り等の警察活動に関する情報であり、上記(2)アに該当する情報と認めることができる。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、車両における「所属」又は「車種名」の公開基準については、まず、所属については、職務執行力や体制等を把握され、犯罪を敢行しようとする者に対抗措置を執られないようにするため非公開としている。車種名については、車種名を公開することにより詳細な捜査内

容や治安警備活動に用いられていることが判明する車両については所属及び車種名とも非公開とし、一方、外見上、警察車両として識別されない車両で、車種名からは詳細の捜査内容が判明しないものについては、車種名は公開としている。

また、車体色が白黒のパトカーであったり、赤色警光灯が設置されるなど、一見して警察車両と判別できる車両は、「所属」、「車種名」とともに公開しているということであった。

この点、「所属」又は「車種名」を公開することにより、治安警備活動といった警察活動の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な治安警備活動の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるから、条例第8条第1項第4号に該当し、条例第8条第2項第1号の該当性を認めることができる。

(4) 条例第8条第2項第2号について

本号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしている。該当する情報として、実施機関は、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるものが考えられる。

(5) 条例第8条第2項第2号の該当性について

実施機関は、上記(3)のとおり、職務執行力や体制等を把握され、犯罪を敢行しようと企む者に対抗措置を執られることを理由として非公開としている。

この点、犯罪の予防、鎮圧に関する手法や体制に関する情報で公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるとの理由には合理性があることから、条例第8条第2項第2号に該当すると認めることができる。

3 結論

以上のとおりであることから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、春名 麻季